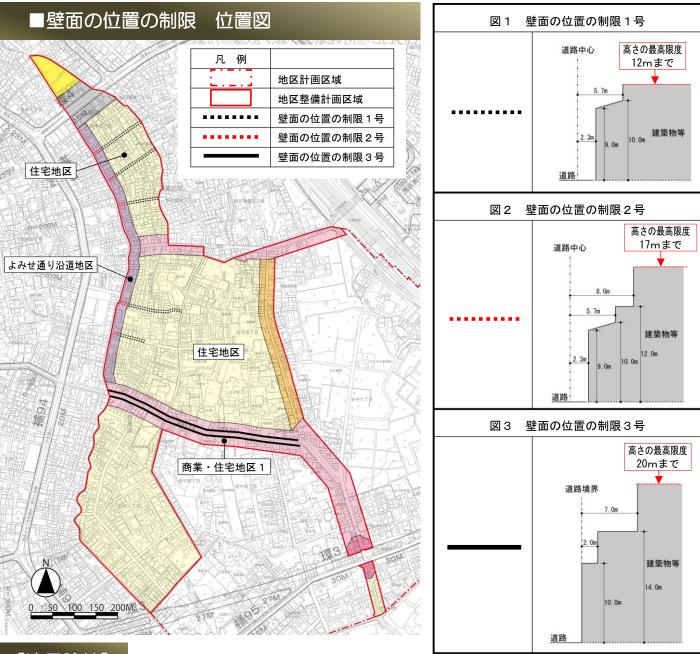
## (4)壁面の位置の制限

- ●位置図で示した壁面の位置の制限1号~3号に面した敷地では建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(ベランダ、バルコニーその他これらに類するものを含む。)から道路中心又は道路境界までの距離は、図1~3に示す数値以上とします。
- ●壁面の位置の制限1号及び2号にかかる敷地で、本地区計画の内容に適合する建築物は、認定を受ける ことにより、道路幅員による容積率の制限と道路斜線制限の緩和が受けられます。



## 【適用除外】

- (1)壁面の位置の制限1号及び2号については、地盤面から2.5mを超え9mまでに設ける軒、庇その他これらに類するもの。
- (2) 文化財保護法第27条による指定又は第57条による登録をされているもの(重要文化財等)、東京都文化財保護条例第4条による指定をされているもの(都指定有形文化財)、東京都台東区文化財保護条例第7条の台東区区民文化財台帳に登載するもの(区指定文化財)又は東京都台東区景観条例第23条による指定をされているもの(景観重要建造物)。